

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、抑うつ神経症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、障害認定日及び裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、いずれも国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度に該当しないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に掲げる程度に該当しない場合は、支給されないこととなっている。
- 2 本件の問題点は、障害認定日当時及び裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態が、国年令別表に掲げる程度(障害等級1級又は2級)に該当しないと認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 精神の障害により障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度(注:日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、社会保険庁では、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)を定めているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるのである。

- (2) 認定基準の第3第1章第8節/精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされている。そして、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」(以下「そううつ病」という。))、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害(精神遅滞)」に区分するとされているが、本件の場合、請求人の当該傷病は、国際疾病分類第10版(ICD-10)の診断ガイドラインによれば、「神経症」という名称ではあるものの、F30-F39の「気分[感情]障害」の中の「F34.1、気分変調症」に含まれるとされており、「軽症あるいは中等度の反復性うつ病性障害の診断を満たすほどに重症であることは全くないか、あるいはごくまれであり、きわめて長期にわたる抑うつ気分が本質的な特徴である。」とされているのであるから、「そううつ病」の項

により認定することが相当と認められる。そうして、そううつ病による障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が挙げられている。そして、そううつ病は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるため、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮する、とされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める、とされている。

- (3) 障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態は、病状又は状態像として、抑うつ状態「略」が認められ、対人緊張を生じやすく、不安耐性の低いパーソナリティを背景として、些細な対人ストレスから不安・緊張を強めては、身体化症状としての嘔気、絞扼感などを発現し、軽うつ気分、外出困難の状態を呈することが繰り返され、適応障害に陥りやすい、とされ、日常生活状況においては、家族以外との交流は乏しく、あっても不安定となりやすい、とされているものの、日常生活能力の判定では、他人との意志伝達及び対人関係は、援助があれば概ねできる程度、その他5個の評価項目はいずれも、自発的に又は適切にでき、日常生活能力の程度は(2)で、日常生活上の問題はないとされ、裁定請求日当時においても、上記と同様な状態とされていることから、このような障害の状態は、いずれも日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に該当する程度にあるとまでは言えない。

以上によれば、請求人の当該傷病による障害の状態は、障害認定日当時及び裁定請求日当時のいずれにおいても、国年令別表に掲げる2級の程度に該当していると認めることは困難であり、もとよりこれより重い1級にも該当しない。

そうすると、原処分は妥当であつて、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。